平成２７年（フ）第１１６８号
大阪府交野市私市１丁目31番７号
破産者　井上　尚紀
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２４号
兵庫県宝塚市小林２丁目12番25―208号、前住所大阪府豊中市岡上の町４丁目４番２―302号
破産者　本部　吉樹
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６７号
大阪市東住吉区今林２―13―１村上方、開始決定時大阪市東住吉区今川４丁目25番22号
破産者　西谷　真人（旧姓村上）
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２４号
山梨県甲府市武田２丁目６番21号、開始決定時大阪市東成区中道１丁目２番15―107号
破産者　榮山　博子
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１９号
大阪市平野区喜連５丁目２番24号　ＬＫフレンスィダー２号館103、前住所大阪府寝屋川市堀溝３丁目３番１号
破産者　高田　伸也
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９９号
大阪府八尾市陽光園１丁目５番６号　大北ビル403号
破産者　小湊千恵美
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１９号
大阪市住吉区長居東１丁目７番25号　シーズ長居公園801号
破産者　奥野　松雄
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２４号
兵庫県姫路市勝原区山戸31　グローブ・ゴタンダ201号室、開始決定時大阪市東成区東今里３丁目17番20号
破産者　小坂　妙子
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８８号
大阪府枚方市高田１丁目１番54―11号
破産者　石畑　耕造
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４００号
大阪市大正区鶴町３丁目７番５―105号
破産者　久原商店こと　久原　晴彦
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５３号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目３番21号
破産者　松屋こと　中原　美一
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２１号
大阪府河内長野市喜多町109番地の２　エルベ喜多203号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目17番72号
破産者　野沢　誠一
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２５号
堺市中区八田北町595番地４
破産者　岡村　洋明
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
堺市中区深井沢町2714番地
破産者　チャーガ・ジャパンことＢＬＩＮＫ　ＳＡＬＯＮ　ＣＥＲＩＳＩＥＲこと　小松　洋介
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９１号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁17番22号
破産者　高原デザイン事務所こと　高原　正起
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
神戸市長田区上池田５丁目６番９―202号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―2006号
破産者　古田　和代
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５６号
北九州市八幡西区大平３丁目３番17号
破産者　原　　孝文
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９１号
北九州市小倉北区神幸町７番21―301号
破産者　野中　修治
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部